

仕 様 書

1 件 名

文京区都市交流フェスタ事業業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで（イベント終了後における報告書作成等を含む。）

(1) 搬入及び設営 令和6年3月15日（金）

(2) 事業開催日時 令和6年3月16日（土）午前10時から午後4時まで

(3) 撤去及び搬出 令和6年3月16日（土）

※(1)及び(3)の時間については、事業執行担当者と協議の上、決定する。

3 履行場所

(1) 文京シビックセンター（地下2階～2階）

(2) 礪川公園

4 業務の目的

文京区と国内外友好都市（以下「友好都市」という。）の歴史的・文化的つながりを発信することで、友好都市の認知度向上を図るとともに、本区の魅力を再発見・再確認し、文化体験を通じた住民間の交流促進を目的とする。また、次世代を担う子どもに対して外国への興味を刺激し、国際感覚を身に付ける機会とすること、さらに、区内在住外国人の地域コミュニティ参加の機会とすることで、多文化共生の推進につなげる。

5 委託内容

(1) イベントの企画及び調整

ア 文京区在住者及び首都圏在住者に向け、友好都市の観光や食などの文化を通じて、友好都市とつながりのある本区の魅力を十分伝えるとともに、国際的な相互交流の観点から体験型の効果的な企画を提案すること。

イ 来場者の文京シビックセンター及び礪川公園の周遊性を高め、かつ、外国人及び子育て世代の集客を目的とした話題性のある企画を提案すること。

ウ 出演者、出展者、会場、関係官公署、マスコミ、ボランティア等（以下「関係者」という。）に対して、区が主に行う場合を除き、原則、当該イベント開催に係る調整の一切を行うこと。

エ 関係者及び区民からの当該イベントに係る問合せへの対応の一切を行うこと。

区内外国人留学生及び日本人学生と協働し、学生に出展者及び出演者（以下「参加者」という。）として加入してもらうこと。なお、参加者及び出展内容は、事業執行担当者と協議の上、決定すること。

- オ 区内の地域活動団体と協働し、当該イベントの趣旨を踏まえた団体に参加者として加入してもらうこと。なお、参加者及び出展内容は、事業執行担当者との協議の上、決定すること。
- カ 当日のイベント運営に係るボランティアを募集し、各出展場所に配置すること。募集要項については、事業執行担当者との協議の上、決定すること。また、ボランティアは各参加者と調整し、必要数を配置すること。
- キ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、必要に応じて各会場、来場者及び関係者に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すること。

(2) イベントの運営

ア 搬入、設営及び撤去

- ・綿密な計画と十分な人員の配置により、余裕を持って作業を行うこと。また、搬入及び撤去に係るタイムスケジュールについて、予め事業執行担当者との調整すること。
- ・消防や税務署等、出店販売に必要な検査、手続について、受託者が適切に対応すること。
- ・イベント実施に必要な什器、備品及び消耗品の調達はすべて受託者で行うこと。また、撤去時に回収が必要となる什器、備品及び消耗品について、予め事業執行担当者に連絡すること。
- ・受託者において準備した資機材等及び区の付帯設備を移動する場合は、事業執行担当者との協議の上、指定する箇所へ配置し設営を行うこと。また、資機材等の搬入については、破損又は汚損することの無いようにすること。受託者の責めに帰す事由により会場の汚損及び損傷又は第三者への損害を与えた場合は、速やかに事業執行担当者に報告し、受託者の責任において速やかに原状回復、弁償又は賠償すること。
- ・事業実施に伴い発生した再利用しない製作物及びごみについては、すべて受託者が持ち帰り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令に基づき、廃棄物管理票（マニフェスト）を利用し、適切に処理すること。また、設置した物品は撤収し、会場の原状回復を行うこと。
- ・出展会場の電気、電話及び給排水設備の設置について、調整を行うこと。
- ・上記に付帯するその他の工事・設備についての調整を行うこと。

イ 当日

- ・十分な人員を配置し、来場者及び参加者に対し、会場内の安全確保に努めること。
- ・ボランティアに対し、適宜必要な指示をすること。
- ・区と連携、協力し、円滑な運営に当たること。

ウ 警備

参加者の現金等の盗難及び防犯のため警備員を配置し、来場者の安全確保を図るとともに、会場内において混乱が生じないように必要に応じて来場者の誘導を行うこと。また、委託時間内においては、交代人員を用意するなどし、常に来場者の安全確保に注意すること。

エ 雨天時の対応

雨天等による礪川公園でのイベント内容変更の判断は、前日の午前中に行うことを基本とする。この場合、事業執行場所は文京シビックセンターのみとし、代替案を提案すること。

オ その他

- (1) 災害、感染症の発生等の社会情勢を鑑み、委託者の判断でイベントの実施期間を変更する場合があるものとする。また、委託者の判断でイベントを中止した場合、経費の支払いについては委託者と受託者で協議の上、業務を要さなかった経費を差し引いて支払うこととする。
 - (2) 受託者が災害、感染症等の発生を理由にイベントの履行が難しいと見込んだ際には、委託者に協議し、委託者の判断を仰いだ上で、誠実に業務にあたること。
- (3) 広報
- ・ イベントに係るチラシ、ポスター、のぼり旗及びパンフレット等を作成すること。その際、外国人来場者にとってわかりやすい標識標記となるよう留意すること。
 - ・ イベント実施にあたり、近隣施設及び区内大学への説明を行うこと。
 - ・ イベントに係るマスコットキャラクターを制作すること。
 - ・ SNS等により、イベントの事前及び当日広報を行うこと。
 - ・ 事前広報（駅や鉄道を活用した広報、デジタルメディア広告、外国人をターゲットとしたソーシャルメディア）等、一般来場者、外国人及び子育て世代の集客に効果があり、印象に残る広報を企画提案し、実施すること。
 - ・ イベント期間中、会場内外での呼び込みを行うなど、来場者の確保に努めること。
 - ・ 交通規制を行う場合、対象となる地域の近隣住民を対象に案内チラシのポスティングを行うこと。
 - ・ 当日のプログラム等、随時文京シビックセンター及び礪川公園でのアナウンスを行うこと。
- (4) 事務局運営
- ・ 区と連携を密にし、円滑な運営に努めること。
 - ・ 参加者決定にあたり、各募集要項及び各種マニュアルの作成並びに関係各所への諸手続を行うこと。
 - ・ 参加者との調整に対し、真摯に取り組むこと。
 - ・ 外国人来場者からの問合せに対応できるよう、窓口等を設置する等、相談体制を整えること。
 - ・ 事業実施日の2～3週間前を目途に、当日の注意事項等を説明するための飲食、物販、出展及びボランティア参加等に係る説明会を開催すること。また、説明会当日の進行運営を行うこと。
- (5) 出展について
- ・ 区の地域性、特性を生かしつつ、会場の一体性や視認性、来場者の周遊性に配慮した各会場の使用及び参加者の配置に努めること。また、参加者数については、事業執行担当者との協議の上、決定すること。
 - ・ 礪川公園内に物産展等エリア（物販エリア、キッチンカーエリア及び飲食スペース）を設置すること。なお、詳細については別紙のとおりとする。
 - ・ 看板等の制作物については、外国人来場者にとってわかりやすい標識標記とすること。また、必要に応じてピクトグラムを使用するなど、多言語対応に留意すること。
 - ・ 物産展を除く参加者募集については、事業執行担当者との協議の上、受託者が行うこと。ま

た、物産展を含めたその後のとりまとめや問合せ対応はすべて受託者が行うこと。

・各会場のレイアウトについては、事業執行担当者と協議の上、決定すること。また、出展に必要な物品については参加者と調整の上、すべて受託者が用意すること。

(6) ステージイベントについて

・文京シビックセンター及び礪川公園にステージを設営する。なお、トラックステージを設置するなど、来場者から視認性の高い位置にステージの設置を検討すること。また、ステージの設置数については、事業執行担当者と協議の上、決定すること。ステージイベントの運営上必要な音響装置、マイク、椅子及びテーブル等は、受託者が設置及び撤去すること。

・円滑なステージ運営のため、参加者の誘導員配置を行うなど、来場者の安全確保の体制を整えること。なお、ステージ設営にあたり必要な所管警察署等への協議は事業執行担当者が行うが、警備体制の案の作成など、必要に応じて協議を行うための補助業務に協力すること。

・友好都市のご当地キャラクター、区民によるパフォーマンス、観光PR及びトークイベント等について、スケジュール割り及び内容を提案すること。なお、具体的な出演調整は、区と連携しながら行うこと。また、出演者の報酬、交通費等については、事業執行担当者と協議の上、原則として受託者の負担とすること。

(7) イベント全体について

・イベント運営マニュアルを作成し、事業執行担当者に提出すること。

・開会式を実施すること（15分程度）。また、開会式は当該イベントを盛り上げる演出を提案すること。なお、実施場所は事業執行担当者と協議の上、決定するものとし、実施場所に依りて、文京シビックセンター地下2階区民ひろばのマルチビジョンの同時配信も検討すること。

・イベントの参加料は、原則無料とすること。

・会場内に必要な数のごみ箱を設置するとともに、イベント実施中における各会場の清潔な環境を整え、事業実施に伴い発生した再利用しない製作物及びごみについては、すべて受託者が持ち帰り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令に基づき、廃棄物管理票（マニフェスト）を利用し、適切に処理すること。

・会場内に事務局等を設置し、イベント進行及び来場者の相談、報道等の対応をすること。

・会場内に救護室を準備し、急病人等への対応のための救護体制を整えること。

・当日の来場者数は、1時間ごとに集計し、実績を区に報告すること。

・イベント中に発生した設置物の破損等については、補修・交換を行うこと。

・当日の記録用写真を残すこと。また、撮影に関しては、今後区の事業で掲載する可能性がある旨を説明した上で来場者及び関係者の許可をとること。

・当該イベント実施に係る必要な保険に加入すること。

(8) アンケートについて

・来場者アンケートを実施し、とりまとめ、分析、評価の上、報告すること。アンケート回答者への特典を設けるなど、アンケート回収率の向上に努めること。なお、アンケート実施に必要なノベルティ等は受託者が用意すること。なお、ノベルティ等は文京区がPRできるものを選択すること。

・参加者アンケートを実施し、とりまとめ、分析、評価の上、報告すること。

6 著作権

- (1) 受託者は、本契約の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、全て無償で区に譲渡するものとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、区に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、区以外の第三者に譲渡しないこと。
- (3) 受託者は、制作し、納品したコンテンツについて、区が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。

なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下原著作物という。）である場合には、原作者等に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と区との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。

- (5) コンテンツが第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合、その他区の責めに帰する事由により原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

7 納入成果物

受託者は、以下の成果物を納入すること。

- (1) 5(3)広報物一式（紙形式及び電子データ）
- (2) 5(7)イベント運営マニュアル（電子データ）
- (2) 5(7)実績報告書（電子データ）
- (3) 5(7)記録用写真（電子データ）
- (4) 5(8)アンケート（電子データ）
- (5) その他、事業執行担当者が必要と認めたもの

8 秘密の保持

従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。

- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (8) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

11 連絡先

| | | |
|---------|-------------------------------|---------------|
| 契約事務担当 | 総務部契約管財課契約係 | TEL 5803-1150 |
| 事業執行担当者 | アカデミー推進部アカデミー推進課都市交流担当 瀬戸井・吉田 | TEL 5803-1310 |

物産展等エリア詳細

1 設営及び運営

物産展等エリア（物販エリア、キッチンカーエリア及び飲食スペース）を設け、必要なテントや椅子等を準備するとともに、当日の円滑な運営のための運営スタッフを手配し、物産展の運営を行う。また、のぼり等を作成・設置し、来場者等へ当該事業の周知を図る。

各エリアの出店数は以下の店舗数を基本とし、詳細は事業執行担当者と協議の上、決定する。なお、出店自治体の選定・調整及び保健所への申請は、事業執行担当者が行う。

(1) 物販エリア（自治体エリア）

テント5張程度及び机・椅子（5自治体分）

※テントは1.5間×2間で、重り等の安全対策を含む。以下同じ。

(2) キッチンカーエリア

5台程度

※文京区の友好都市に関する飲食を販売するキッチンカーを選定において優先すること。

(3) 飲食スペース

テーブル及び椅子を設置する。また、必要な数のゴミ箱を設置するとともに、必要に応じて新型コロナウイルス感染症への対策を取り、清潔な環境を整えること（ゴミの処分も含む）。

(4) その他

運営事務局及び救護テントを設置するとともに、急病人等への対応のための救護体制を整えること。

2 出店店舗選定等

(1) 店舗選定

キッチンカーエリアに出店する店舗の選定及び出店調整を行う。なお、出店数は最大5台程度とし、出店候補店舗を事前に事業執行担当者に提示の上、了承を得ること。

(2) 店舗資格

選定に当たっては、以下の要件を満たした店舗とすること。ただし、④及び⑤については、この限りではない。

①キッチンカー営業に係る許可（保健所への申請等）を得ていること

②出店に伴い生じるゴミを持ち帰ることができること

③委託者が行う天候等による中止の判断に従うことができる店舗であること

④可能な限りキャッシュレス対応ができる店舗であること

⑤可能な限り環境に配慮した食品容器等を使用している店舗であること

⑥その他、当該事業の趣旨等を理解し、適切に営業を行える店舗であること

(3) 費用負担

出店に要する一切の費用（光熱水費等）及び雨天等による中止に伴い生じた費用は、出店店舗が負担する。ただし、事業執行担当者がやむを得ないと認めた場合は除く。